

霧島市個人情報保護条例の一部改正について

霧島市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

平成29年8月29日提出
霧島市長 前田 終止

霧島市個人情報保護条例の一部を改正する条例

霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号）を次のように改正する。

第2条第1号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は、音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第10号を第12号とし、第2号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当

てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第3項中「思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項ただし書中「、個人情報」を「、要配慮個人情報」に改める。

第7条中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第26条第1項及び第55条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第14条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第17条第2号中「容易に」を削り、「含む。」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第18条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の改正により個人情報の定義が明確化され、及び要配慮個人情報の定義が新設されたことを踏まえ、本条例における個人情報の定義を同法と同様のものとするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。